

六ヶ所村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

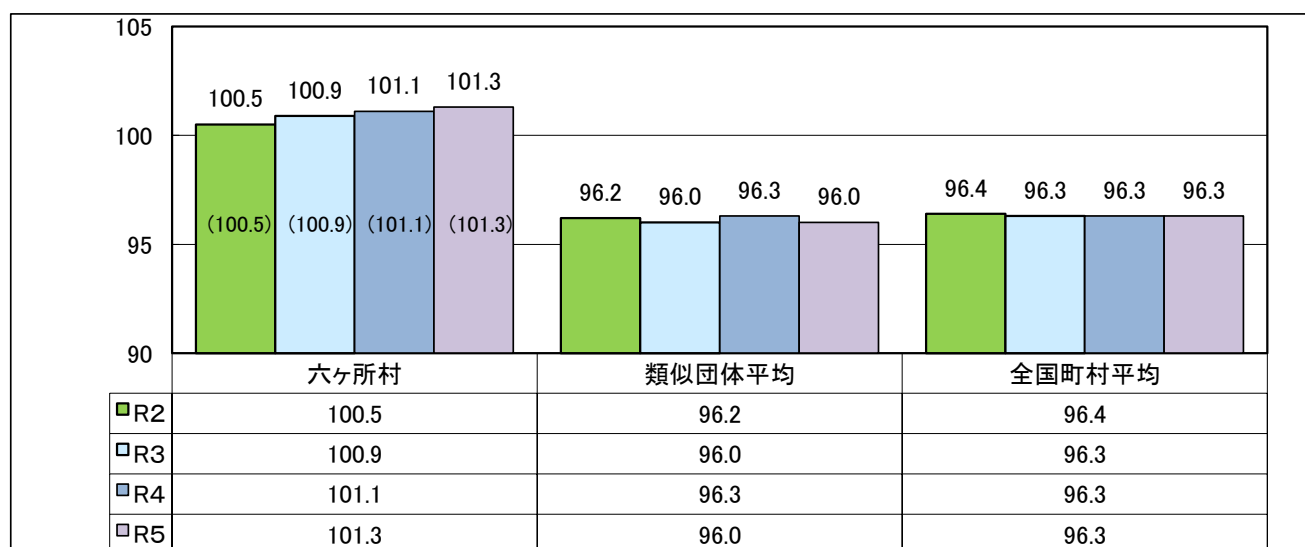
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	9,886	15,043,731	202,318	1,784,734	11.9	11.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費					(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	事業費支弁職員給	計 B	千円	千円
令和4年度	193	701,177	126,913	264,318	50,000	1,142,408	5,919	5,503

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

理由: 高校卒の枠における平均給与月額が国の高校卒よりも高いため。特に経験年数25~30年、30~35年の階層で高くなっている。

- 改善の見込: 1 人事評価制度の導入により、より適正な人員配置を行うことを検討。
 2 級別定数基準を定めることを検討。

(4) 給与改定の状況

六ヶ所村では人事院委員会を設置していないため省略。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。初任層については号給の引下げなし、最高号給を最大4%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国及び県の見直し内容を踏まえて見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	36.9 歳	284,500 円	354,636 円	313,068 円
青森県	42.7 歳	309,400 円	370,584 円	337,834 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	40.9 歳	299,859 円	353,902 円	324,003 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数 人	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	— 歳		— 円	— 円	— 円
うち用務員	— 歳		— 円	— 円	— 円
うち電話交換	— 歳		— 円	— 円	— 円
うち運転手	— 歳		— 円	— 円	— 円
うちその他	— 歳		— 円	— 円	— 円
青森県	53.4 歳	230	301,000 円	335,759 円	318,474 円
国	51.2 歳	1,941	286,942 円	— 円	329,178 円
類似団体	51.4 歳	3	285,668 円	307,605 円	296,461 円

区分	対応する民間類似職種	民間		A/B	参考		
		平均年齢	平均給与月額 (B)		年収ベース(試算)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
六ヶ所村	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—
うち用務員	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	49.1 歳	241,700 円	—	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年～令和4年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象職員が2人以下の場合は非公表(国と同様の取扱い。以下同じ。)

③医師・歯科医師

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	— 歳	— 円	— 円	— 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	53.5 歳	511,570 円	— 円	839,896 円
類似団体	55.1 歳	625,829 円	1,290,796 円	869,140 円

④看護師・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	43.1 歳	326,200 円	388,851 円	351,584 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	47.8 歳	321,176 円	— 円	360,574 円
類似団体	42.8 歳	300,412 円	346,003 円	314,008 円

⑤小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	49.6 歳	328,200 円	389,413 円	—
青森県	47.8 歳	321,176 円	360,574 円	—
類似団体	38.3 歳	281,053 円	308,162 円	—

(注)1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		村	青森県	国
一般行政職	大学卒	191,700 円	191,700 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	151,900 円	— 円
	中学卒	140,000 円	140,000 円	— 円
小・中学校 教育職	大学卒	214,200 円	214,200 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,000 円	365,500 円	415,900 円	428,800 円
	高校卒	227,600 円	319,700 円	379,500 円	417,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

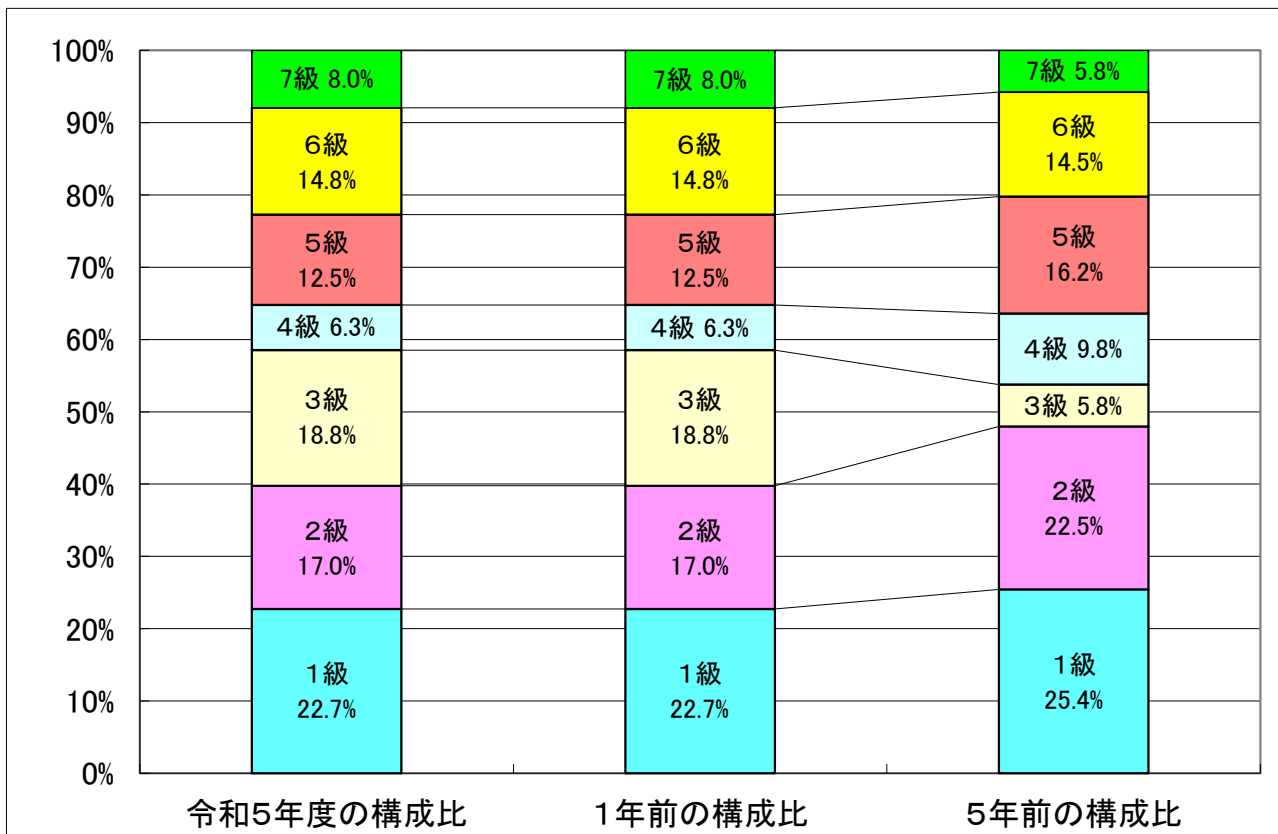
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

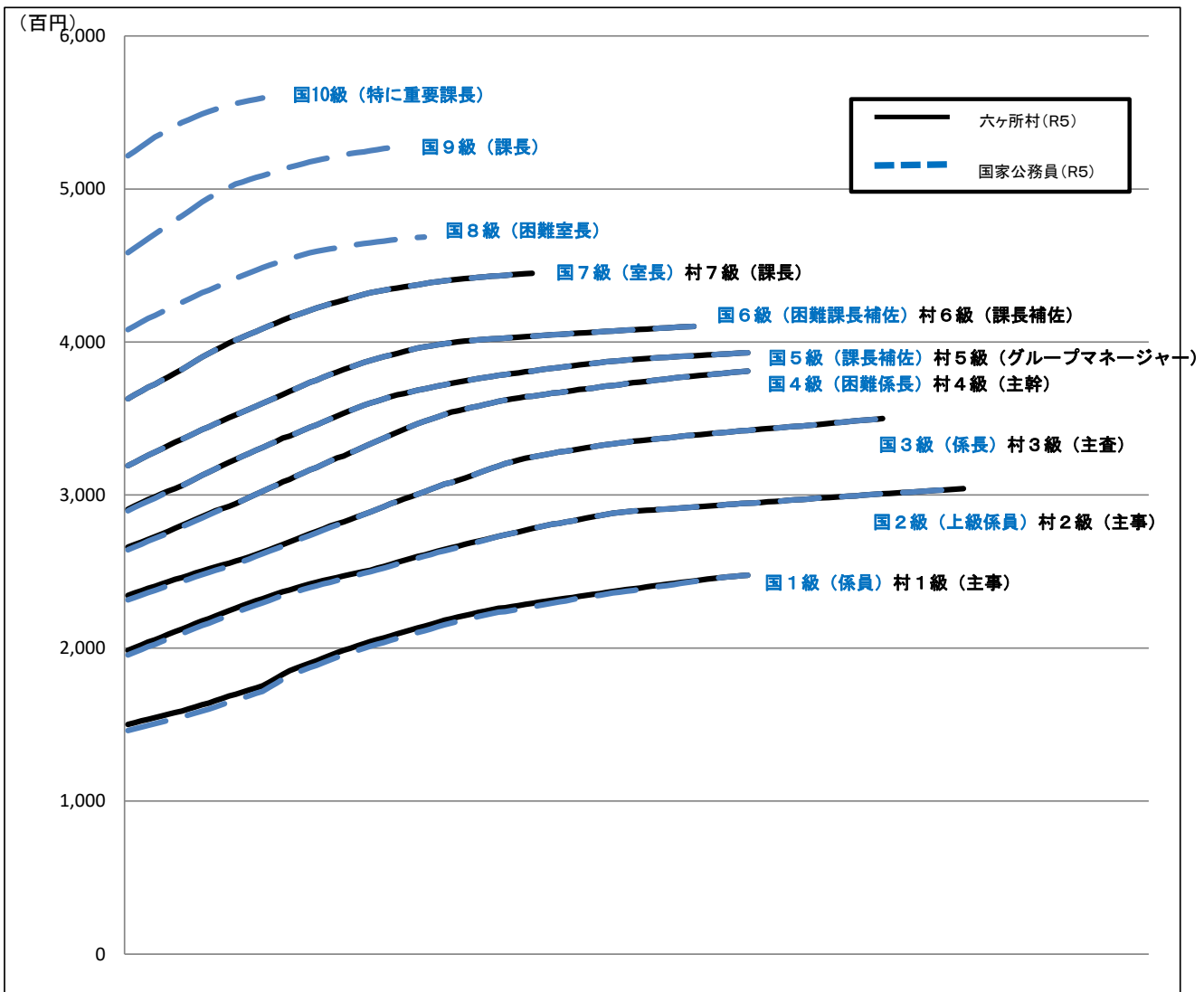
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	38 人	22.0%	150,100 円	247,600 円
2 級	主事	31 人	17.9%	198,500 円	304,200 円
3 級	主査	30 人	17.3%	234,400 円	350,000 円
4 級	主幹	11 人	6.4%	266,000 円	381,000 円
5 級	グループマネージャー	24 人	13.9%	290,700 円	393,000 円
6 級	課長補佐、出先の長	26 人	15.0%	319,200 円	410,200 円
7 級	課長	13 人	7.5%	362,900 円	444,900 円

(注) 1 村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(六ヶ所村)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	青森県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,274 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,605 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(六ヶ所村)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

六ヶ所村			国		
・基本額 (支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.7090 月分 47.709 月分			・基本額 (支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分		
・調整額 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円)			・調整額 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~95,400円)		
・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算) 1人当たり 自己都合 967 千円 平均支給額 応募認定・定年退職 21,190 千円			・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		1,143 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		571,500 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	20 %	3 人	20 %

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		8,425 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		842,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		0.45 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)
巡回検診手当	医師	医師が検診業務等に 従事したとき	千円 月額5,000円
受託業務手当	医師、技師	委託者の事業所等でそ の業務に従事したとき	受託業務の50/100
往診手当	医師、看護師等	往診業務に従事したとき	医師往診料の50/100 看護師等往診料の10/100
夜間看護手当	看護師等	夜間に看護等の業務に 従事したとき	1回3,300円
診療手当	医師及び歯科医師	医師が医療業務に従事 したとき	月額450,000円～650,000円
教員特殊勤務手当	小学校及び中学校に 勤務する教諭及び助 教諭	非常災害緊急補導手当	千円 日額7,500円～16,000円
		修学旅行等引率手当	日額5,100円
		部活指導手当	日額3,600円
		多学年学級担当手当	日額290円～350円
		教育業務連絡指導手当	日額200円
		特別支援教育手当	月額12,600円

※六ヶ所村行政改革に基づく給与の適正化により、保育士手当、下水処理場作業手当、衛生検査手当、放射線取扱手当の4特殊勤務手当を平成20年3月31日で廃止。
 ※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特殊勤務手当を新設。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	46,897 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	280 千円
支給実績(令和3年度決算)	44,779 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	260 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもを扶養している場合に支給 ・配偶者、父母等 6,500円 ・子 10,000円 (子が16歳から22歳までの子がいる場合5,000円加算)	同		15,454 千円	230,657 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給 ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額・・・55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～46,000円	異	自家用車利用の場合の最高額(国は、31,600円)	22,386 千円	150,243 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給 ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額・・・27,000円	同		12,649 千円	263,518 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給 (青森県内の場合) 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		11,472 千円	55,960 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職規則で指定するものに支給 支給額:32,000円～60,000円	異	支給額(国は、31,700円～139,300円)	28,657 千円	440,877 円

管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給 1回につき最高12,000円	同		2,259 千円	32,739 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 1日勤務の場合 一般 4,400円 医師 21,000円 看護師 4,400円	同		713 千円	6,789 円
教員特別手当	小学校又は中学校に勤務する教諭又は助教諭に支給 月額8,000円以下で、職務の級及び号給に応じて支給			410 千円	45,600 円

(注) 公営企業等を除く。

※平成21年度の給与動告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を平成21年12月1日から廃止。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特別手当を新設。

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給 料	村 長	782,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
			副 村 長	630,000 円 (円)
報 酬	議 長	291,000 円 (円)	355,000 円 / 199,000 円	
	副 議 長	259,000 円 (円)	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	252,000 円 (円)	301,000 円 / 150,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(令和4年度支給割合) 3.25	月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.25	月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 退職時給料月額 × 在職月数 × 100分の45.5	(1期の手当額) 17,078,880 円	(支給時期) 任期满了時若し くは退職時
	副 村 長	退職時給料月額 × 在職月数 × 100分の26.5	8,013,600 円	
備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

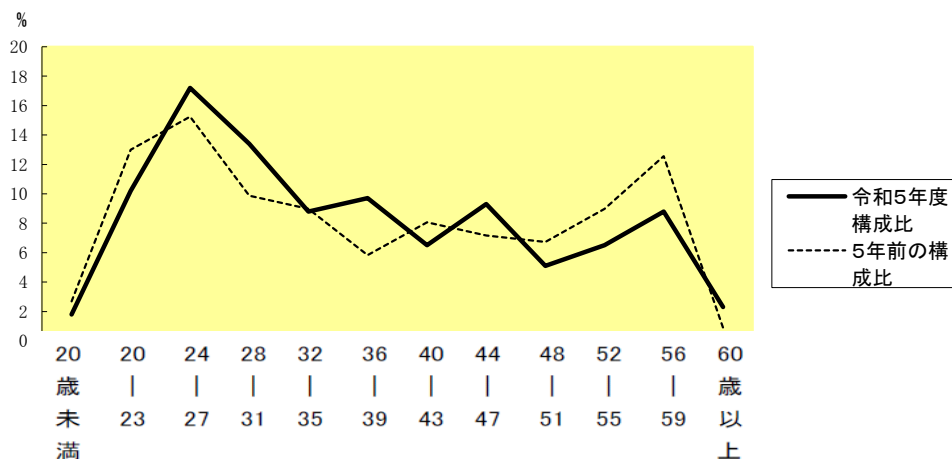
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	組織・機構改革による
	総 務	70	69	△ 1	
	税 務	10	10	0	
	労 働				
	農林水産	13	12	△ 1	前年度の調整による
	商 工	2	3	1	人事異動による
	土 木	13	13	0	
	民 生	42	43	1	人事異動による
	衛 生	13	12	△ 1	退職不補充による
	計	166	165	△ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 166.90 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 115.24 人)
	教育部門	27	24	△ 3	退職不補充による
	消防部門				
	小 計	193	189	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 191.18 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 138.01 人)
公営企業等	病 院	5	5	0	
	水 道	3	3	0	
	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	14	13	△ 1	
	小 計	27	26	△ 1	
合 計		220	215	△ 5	<参考> 人口1万当たり職員数 217.48 人
		[335]	[335]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	22人	37人	29人	19人	21人	14人	20人	11人	14人	19人	5人	215人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	過去5年間の増減数(率)
一般行政	166	163	165	167	166	165	▲1 (▲0.6)
教育	31	29	30	28	27	24	▲7 (▲29.2)
普通会計	197	192	195	195	193	189	▲8 (▲4.2)
公営企業等会計	26	26	26	27	27	26	0 (0.0)
総合計	223	218	221	222	220	215	▲8 (▲3.7)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和4年度	千円 281,718	千円 30,869	千円 16,501	% 5.86	% 5.69

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 3	千円 10,254	千円 2,367	千円 3,880	千円 16,501	千円 5,500

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,018

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

- 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和4年度	千円 709,332	千円 6,281	千円 27,505	% 3.88	% 3.66

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 5	千円 17,384	千円 2,831	千円 7,290	千円 27,505	千円 5,501

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,936

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

- 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和4年度	千円 23,767	千円 2,365	千円 2,779	% 11.69	% 10.44

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 1	千円 1,907	千円 194	千円 678	千円 2,779	千円 2,779

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,260

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

- 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(4) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
六ヶ所村	31.3 歳	261,838 円	426,762 円
団体平均	水道事業	335,310 円	500,619 円
	下水道事業	330,766 円	493,186 円
	工業用水道事業	344,441 円	521,657 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

(注)村においては平成29年度から工業用水道事業を新設している。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	六ヶ所村(一般行政職)	(参考)団体平均等
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,230 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,252 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 水道事業 1,438 千円 下水道事業 1,425 千円 工業用水道事業 1,503 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 - 月分 勤勉手当 - 月分 (-)月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(令和5年4月1日現在)

六ヶ所村			六ヶ所村(一般行政職)			(参考)団体平均等	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分		
(調整額)			(調整額)				
職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円)			職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円)				
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)				
定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)				
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)			1人当たり平均支給額	
1人当たり	自己都合	- 千円	1人当たり	自己都合	967 千円	水道事業	8,676 千円
平均支給額	応募認定・定年退職	- 千円	平均支給額	応募認定・定年退職	21,190 千円	下水道事業	6,238 千円
						工業用水道事業	6,432 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	1,725 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	246 千円
支給実績(令和3年度決算)	961 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	160 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

④ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもを扶養している場合に支給 ・配偶者、父母等 6,500円 ・子 10,000円 (子が16歳から22歳までの子がいる場合5,000円加算)	同		738 千円	246,000 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給 ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額……55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ……2,000円～46,000円	同		1,023 千円	170,500 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給 ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額……27,000円	同		612 千円	306,000 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給 (青森県内の場合) 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		465 千円	58,150 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職規則で指定するものに支給 支給額: 32,000円～60,000円	同		1,344 千円	448,000 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給 1回につき最高12,000円	同		108 千円	36,000 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 1日勤務の場合 一般 4,400円 医師 21,000円 看護師 4,400円	同		44 千円	6,286 円

※平成21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を平成21年12月1日から廃止。